

金沢産エコプレミアムプラン

| |
|-------|
| 料 金 表 |
|-------|

2023年6月16日実施

金沢エナジー株式会社

金沢産エコプレミアムプラン

目 次

| | |
|--------------|---|
| 本 則 | 1 |
| 1. 附帯契約種別 | 1 |
| 2. 適用範囲 | 1 |
| 3. 電源構成 | 1 |
| 4. 料金の適用開始の日 | 1 |
| 5. 料 金 | 1 |
| 6. 契約の解約 | 2 |
| 7. 契約の廃止 | 2 |
| 8. そ の 他 | 2 |
| 附 則 | 3 |

本 則

1. 附帯契約種別

この料金表の金沢産エコプレミアムプラン（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、金沢産エコプレミアムプランといたします。

2. 適用範囲

この料金表は、当社の指定する料金表の契約種別のいずれか（以下「他の料金表」といいます。）により電気の供給を受ける場合で、この料金表の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

3. 電源構成

(1) 当社は、この料金表による電気の供給に先立ち、この料金表により供給する電気が当社が所有する水力発電所で発電され、かつ、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気で構成されるよう計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値を取引する市場において取引する非化石証書といたします。

(2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として、電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

(4) 当社およびお客さまは、非化石証書に含まれる環境価値について、重複することなく適正に管理および使用するものといたします。

4. 料金の適用開始の日

5（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）以降に使用される電気に係る料金から適用いたします。なお、新たに電気を使用されるお客さまについては、「この契約が成立した日」を「需給開始の日」と読み替えるものといたします。

5. 料 金

料金は、他の料金表によって算定された料金に、(1)によって算定されたエコプレミアム特約額を加えたものといたします。

(1) エコプレミアム特約額は、1月につき、次の算式により算定いたします。

エコプレミアム特約額 = (2)のエコプレミアム電力量 × (3)のエコプレミアム特約単価

(2) エコプレミアム電力量は、他の料金表による需給契約の1月の使用電力量といたします。

(3) エコプレミアム特約単価は、次のとおりといたします。

| | |
|----------------------|-------|
| エコプレミアム電力量1キロワット時につき | 3円00銭 |
|----------------------|-------|

6. 契約の解約

当社は、お客さまが2（適用範囲）を満たさなくなった場合は、原則として、この契約を解約いたします。この場合、原則として、お客さまが2（適用範囲）を満たしていないことを当社が確認した日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に解約するものといたします。ただし、他の料金表による需給契約が消滅した場合は、需給契約が消滅した日にこの契約も消滅するものといたします。

7. 契約の廃止

- (1) お客さまがこの料金表による契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。
- (2) この料金表による契約は、原則として、お客さまが当社に通知された日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に消滅するものといたします。ただし、他の料金表による需給契約が消滅した場合は、需給契約が消滅した日にこの契約も消滅するものといたします。

8. その他

- (1) その他の事項については、電気需給約款(低圧)および他の料金表によるものといたします。
- (2) 水力発電所の発電状況、この料金表の適用状況その他の理由によっては、当社は、エコプレミアム電力量の一部または全部を供給できない場合があります。この場合には、当社は、お客さまに生じた損害について賠償の責めを負いません。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年6月16日から実施いたします。